

消費税軽減税率制度説明会のご案内

諏訪税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に導入されます。

軽減税率の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の充當事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分整理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時及び場所

開催日	開催時間	開催場所
10月23日(月)	午後2時から 約1時間程度	諏訪市役所 大会議室 諏訪市高島1-22-30
10月25日(水)	午後2時から 約1時間程度	茅野市役所 8階大ホール 茅野市塚原2-6-1
10月26日(木)	午後2時から 約1時間程度	下諏訪町役場 4階講堂 下諏訪町4613-8
10月27日(金)	午後1時30分から 約1時間程度	富士見町コミュニティ・プラザ 富士見町富士見3597-1
10月31日(火)	午後2時から 約1時間程度	岡谷市役所 9階大会議室 岡谷市幸町8-1

駐車場等はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

消費税軽減税率制度説明会に関するお問合せは、下記のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

諏訪税務署 法人課税第1部門 担当：飯田・船着 電話0266-52-1390
税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。